消費トラブルに巻き込まれた場合や過払い請求、債務整理の相談は早めに市消費生活センター☎604-3301へ！

被害に遭わないために

迷惑メールへの対処方法

平成27年度に消費生活センターが受けた相談件数3212件のうち、約800件が「架空請求・不当請求」に関するものです。その中でも特に多いのが迷惑メールによる架空請求。どんなに気を付けていても、さまざまな場面であなたのメールアドレスが悪質業者に渡ってしまう可能性があります。迷惑メールフィルターをすり抜けて受信してしまうことも。身に覚えのないメールを受信した際は、次の基本３原則を守り、そこから始まるトラブルを未然に防ぐことが大切です。

基本３原則

①メールを開かない
迷惑メールに添付されているファイルを開くと、ウイルス感染や望まない画像などが表示される恐れがあります。心当たりがないアドレスから送られてきたメールは、開かずにそのまま削除しましょう

②メールに記載されたＵＲＬをクリックしない
迷惑メールに記載されているＵＲＬを安易にクリックすると、サイトの閲覧料や利用料と称して不当な料金請求を受けるきっかけになります。安易にクリックしないようにしましょう

③個人情報を入力しない
迷惑メールの中には、有名企業を装った偽サイトへ誘導し、ＩＤやパスワードなどの個人情報を入力させる「フィッシングメール」も。安易に個人情報を入力せず、おかしいと思ったら消費生活センターなどへ相談しましょう

送信元の連絡先が記載されていても、決して連絡しないこと。返信や電話をすると相手に個人情報を伝えるきっかけとなり、しつこく連絡されることにつながります。心配なときは消費生活センターへ

くらしとお金の安心合同相談会

【日時】 ７月９日㈯10時～16時
【場所】 消費者信用生活協同組合
（南大通一丁目８-７CFCビル２階）
【内容】 借金や生活費用不足、貸付制度など日常生活のお金の悩みを弁護士や専門の相談員が相談に応じます。秘密は厳守します
【主催】 同協同組合と市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、岩手弁護士会消費者問題対策委員会、NPO法人いわて生活者サポートセンター
【申し込み】 同協同組合☎653-0001で電話受け付け

地図　消費者信用生活協同組合の場所

電気通信サービスに新ルール導入

消費者の保護を強化

28年５月21日施行の改正電気通信事業法令により、電気通信サービス（携帯電話や通信回線など）において消費者を保護する新たなルールが導入されました。

強化その１　事業者に新たな義務

▶説明義務
①高齢者や障がい者など配慮が必要な人に対して、その知識や経験、契約目的などに応じた分かりやすい説明を契約前に行う
②携帯電話サービスの「２年縛り」など、一定の期間内に中途解約すると違約金が発生する契約では、契約が自動更新される際に利用者に事前通知を行う

▶書面交付義務
契約成立後は速やかに、契約の内容を明らかにする書面（契約書面）を利用者に交付

契約書面への記載事項
①電気通信事業者の名称・連絡先など
②電気通信役務の内容（名称・種類・品質など）
③料金その他の経費
④割引の条件
⑤契約変更・解約の連絡先・方法・条件など
⑥契約特定事項（契約者番号など）
⑦料金支払いの時期・方法
⑧サービス提供開始の予定時期
⑨付随する有料オプションサービスの名称・料金・解約条件など
⑩初期契約解除制度の詳細（適用される場合）
⑪確認措置に関する事項（適用される場合）

※その他にも、次の保護規律と義務を導入
▶**不実告知等の禁止**：契約の重要事項について故意に事実を告げない、または事実と異なることを告げる行為を禁止▶**勧誘継続行為の禁止**：契約や勧誘を希望しない利用者への再勧誘を禁止▶**代理店に対する指導等の措置義務**：事業者が代理店に対し指導などを行う

強化その２　消費者に新たな権利 ～初期契約解除制度と確認措置～

▶初期契約解除制度を導入
一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面を受け取った日から８日以内であれば、事業者の合意がなくても解約できるようになりました。これが初期契約解除制度です。クーリング・オフに似た制度で、制度が適用される契約であればどのような方法で販売されても、はがきなどの書面を事業者に送付することによって契約解除ができます。初期契約解除をした場合、契約解除までに利用したサービスの利用料と工事費用、事務手数料は支払わなければなりませんが、それ以外の違約金などは契約に定められていても支払う必要はありません。ただし、工事費用と事務手数料については、支払うのは法令で定められた上限額までです。

契約書面受領日※初日として数えます
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
←　契約解除可能期間（８日間）　→

初期契約解約制度の対象となる電気通信サービスについては、総務省のホームページ（電気通信消費者情報コーナー内、消費者保護施策）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htmをご覧ください

▶確認措置について
初期契約解除制度では、電気通信サービスと一緒に販売されたスマートフォンなどの端末の契約までは解除されません。しかし、電波の受信状況が悪かった場合や契約前の説明や書面交付の状況が不十分だった場合に限って契約を解除することができます。これを確認措置といいます。解除するには、契約書面に記載された手順に沿って、確認措置が適用されることを事業者側に申し出て、対応を求めることになります。

※自身の契約について、初期契約解除制度・確認措置のどちらが適用されるかや、確認措置が適用される場合の具体的な申し出方法などについては、法律で契約書面への記載が義務付けられています。まずは、契約書面を確認しましょう

水質検査結果のお知らせ

全ての項目で安全性を十分に確保しています

市内へ供給している水道水の水質について、27年度の「水質基準項目」の検査結果をお知らせします。

検査結果は、国が定める水質基準値を全て下回り、安全性を十分に確保しています。

水質基準項目は全部で51項目が設定され、大腸菌やヒ素など人の健康に関連する31項目と、色や味など水道水の性質や状態に関連する20項目に分類されています。

検査は27年４月から28年３月までの期間に、上下水道局が各浄水場から給水している家庭の中から抽出した給水栓（蛇口）で定期採水し、実施しました。

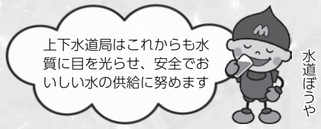

【問】
上下水道局浄水課水質管理センター
☎623-1411（代表）
✉jousui@city.morioka.iwate.jp
ホームページ「みずの輪」
http://www.morioka-water.jp/

水質管理センターは日本水道協会から水道ＧＬＰ（水道水質検査優良試験所規範）の認定を受けており、同センターの水質検査における品質管理と技術力が高い水準にあることが保証されています。

健康に関連する31項目

基準項目 ＼ 採水場所				米内浄水場系給水栓	中屋敷浄水場系給水栓	沢田浄水場系給水栓	新庄浄水場系給水栓	生出浄水場系給水栓	刈屋浄水場系給水栓	前田浄水場系給水栓	備　考
番号	項　　目	基準値	単　位	検査結果（年平均値）							
1	一般細菌	100以下	個/ﾐﾘﾘｯﾄﾙ	0	0	0	0	0	0	0	病原生物による汚染の指標※
2	大腸菌	検出されないこと	―	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3	カドミウムおよびその化合物	0.003以下	ﾐﾘｸﾞﾗﾑ/ﾘｯﾄﾙ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	重金属
4	水銀およびその化合物	0.0005以下	〃	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
5	セレンおよびその化合物	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
6	鉛およびその化合物	0.01以下	〃	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	
7	ヒ素およびその化合物	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003	0.002	0.001未満	
8	六価クロム化合物	0.05以下	〃	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	〃	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	無機物質
10	シアン化物イオンおよび塩化シアン	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
11	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10以下	〃	0.16	0.33	0.37	0.24	0.65	0.21	0.68	
12	フッ素およびその化合物	0.8以下	〃	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.11	0.14	0.05未満	
13	ホウ素およびその化合物	1.0以下	〃	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.09	0.08	0.02未満	
14	四塩化炭素	0.002以下	〃	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	一般有機化学物質
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	〃	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレンおよびトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	〃	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
17	ジクロロメタン	0.02以下	〃	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
20	ベンゼン	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
21	塩素酸	0.6以下	〃	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	消毒副生成物（消毒の際に発生する物質）
22	クロロ酢酸	0.02以下	〃	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
23	クロロホルム	0.06以下	〃	0.003	0.003	0.004	0.003	0.001未満	0.001未満	0.002	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	〃	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	〃	0.001未満	0.002	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
26	臭素酸	0.01以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27	総トリハロメタン	0.1以下	〃	0.005	0.008	0.007	0.008	0.001未満	0.001未満	0.003	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	〃	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	〃	0.002	0.003	0.002	0.003	0.001未満	0.001未満	0.001	
30	ブロモホルム	0.09以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	〃	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	

水道水の性質や状態に関連する20項目

32	亜鉛およびその化合物	1.0以下	ﾐﾘｸﾞﾗﾑ/ﾘｯﾄﾙ	0.005未満	0.014	0.005未満	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	色・味
33	アルミニウムおよびその化合物	0.2以下	〃	0.01	0.01未満	0.02	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
34	鉄およびその化合物	0.3以下	〃	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	
35	銅およびその化合物	1.0以下	〃	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
36	ナトリウムおよびその化合物	200以下	〃	4.1	6.1	5.2	4.7	12.8	11.3	4.9	
37	マンガンおよびその化合物	0.05以下	〃	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
38	塩化物イオン	200以下	〃	4.5	7.9	7.6	6.2	8.1	7.1	6.2	
39	カルシウム、マグネシウムなど(硬度)	300以下	〃	16.5	28.1	28.5	19.8	118.7	97.3	15.3	
40	蒸発残留物	500以下	〃	34	72	58	36	219	195	45	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	〃	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	発泡
42	ジェオスミン	0.00001以下	〃	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	におい
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	〃	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	〃	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	発泡
45	フェノール類	0.005以下	〃	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	におい
46	有機物（TOCの量）	3以下	〃	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	―	7.2	7.2	7.4	7.2	7.0	6.8	7.2	基礎的性状
48	味	異常でないこと	―	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	―	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
51	濁度	2以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	

※病原生物による汚染の指標：各指標を検査することにより、病原生物による汚染が無く、衛生的な水であると判断しています